

## ロシアご渡航上の注意

\* 外務省渡航安全情報などからの抜粋

2024/01/10

### ■日本出発時のご注意～日本からロシアでの滞在費など現金の持ち出しに関して。

上記の通り日本からロシアへの渡航は、新型コロナウイルスの感染拡大以前の状態にもどっておりますが、ロシアへの現金持ち出しに関しては、日本の空港カウンターで税関係官により所持金や利用目的を確認されますので以下の点、ご注意ください。

2022年4月5日から、外為法に基づき、ロシア連邦を仕向地とする支払手段（銀行券及び政府紙幣に限る。）及び貴金属の輸出については、原則として、財務大臣（税関長）の許可が必要となりました。

一方、ロシアでは現在、日本をはじめロシア以外で発行された VISA、MASTER、AMEX、JCB などのカードは、利用できなくなっています。現地の宿泊、食事、お土産代などの旅費は現金でお持ちいただくことになります。

**日本の居住者がロシアでの滞在に伴い必要とされる費用は、基本的に持ち出しの許可は不要ですが、下記の点ご注意ください。**

下記に該当する場合は税関長の許可は不要です。

- ・ 日本の居住者に該当する方が、出張や旅行等の目的でロシア連邦に渡航するに当たり、その滞在に伴い通常必要とする支払に充てられる支払手段の輸出については、税関長の許可は不要です。

※ここで「日本の居住者」とは、旅行・出張・研修・留学などロシアの滞在予定が2年未満の方を指します。例えば2年未満の留学・駐在予定の方も「日本の居住者」に該当し、その滞在に伴い通常必要とする支払いに充てるものである限り、原則として財務大臣（税関長）の許可は不要となります。参考：日本の非居住者＝ロシア滞在を2年以上予定する方。

- ・ また、支払手段の輸出については、ロシア連邦に住所又は居所を有する方（ロシア在住のロシア国籍の方や日本人でも2年以上ロシアに居住されている方）が日本からロシアに向けて出国する際に、以下に掲げるものでこれらの総額が10万円に相当する額以下の場合については、税関長の許可を受けていなくても、輸出することができます。

- (1) ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人がする食糧、衣料、医薬品その他生活に欠くことができない物資の購入に充てられるもの
- (2) ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人が医療サービスを受けるために充てられるもの
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げるもののほか、人道上的理由により特に必要と認められるもの

※ロシア連邦に住所または居所を有する自然人＝日本の非居住者とは、ロシアで生活するロシア国籍の方で日本への旅行、出張者やロシアへ2年以上滞在を予定する方などが対象となります。

※日本からロシアへ出発時 紙幣・貴金属の持ち出しに関して、詳しくはこちらを参照ください。

[https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/20220519.html](https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20220519.html)

**★上記以外の場合には税関長の許可が必要になります。**

詳細は「支払手段等の輸出又は輸入の許可申請手続の概要」をご確認ください。

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/shinsei\\_5.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/shinsei_5.pdf)

許可申請書を提出する際には、輸出する理由等を疎明する資料の添付をお願いする場合があります。また、申請に係る許可の適否については、当該申請内容がウクライナ情勢に関する問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなると認められるものであるか等により判断されることとなります。

なお、審査には最低1週間程度かかるため、ご注意ください。

- ※許可申請が必要となる方は、①ロシアへ2年以上滞在を予定する日本の非居住者の方、  
②ロシア連邦に住所又は居所を有する方で現金での所持金が10万円を超える方が対象となります。

・日本からロシアへ派遣される日本国籍の駐在員の方や留学生の方で滞在予定期間が2年以上の方(=日本の非居住者となる方)が支払い手段を輸出する際の許可申請手続きが簡素化されました。

詳しくは財務省・ウクライナ情報「ロシア連邦向け現金を持ち出す駐在員や留学生の方へ」を参照下さい。

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/leaflet\\_exportmop\\_russia.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/leaflet_exportmop_russia.pdf)

財務省 ウクライナ情報「ロシア連邦向け支払手段輸出について」のページはこちらを。

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/ukraine\\_info.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/ukraine_info.html)

- ・ロシアでの滞在予定が2年未満の予定の出張・旅行・留学など短期滞在の方でも、滞りに伴い通常必要とする支払に充てられる支払い手段の額が、明示されていないので、ご不安な方は出発予定の空港の税関に連絡され、必要な場合は許可申請を行ってください。通常支払いに充てるものに該当しない場合や所属企業の資金を輸出する場合には許可申請が必要となります。

また、事前の申請を行わなかった方も出発空港においてロシア行きの予約をされている方はチェックインカウンターで税関の担当者が呼び出され、所持金が日程、利用目的の質問を受けることとなります。遅くとも出発時間の2時間前には、チェックインされることをお勧めいたします。

また、所持金の利用目的や日程、宿泊ホテル等を説明できるよう準備をされておくと審査がスムーズに進みます。

注：日本からの出発時のほかバルトやEU諸国からロシアを訪問される方も現金でのユーロ持ち出しが制限されているようです。訪問国のルールを事前にご確認ください。

参考：エストニア税関のホームページより

<https://www.emta.ee/en/private-client/prohibited-and-restricted-goods>

- ご不明な点については下記連絡先までご照会ください。

**【連絡先】**

※許可申請の手続きに関するご照会

- エティハド航空をご利用の方（成田第1ターミナル）

成田空港 成田税関支署 第1旅客ビル総括部門

電話番号：0476-33-2030

- エミレーツ航空、又はカタール航空をご利用の方（成田第2ターミナル）

成田空港 成田税関支署 第2旅客ビル総括部門

電話番号：0476-34-2157

●トルコ航空をご利用の方（羽田国際線ターミナル）

羽田空港 羽田税関支署 監視総括部門

電話番号：050-5533-6931

●エミレーツ航空をご利用の方（関西空港第1ターミナル）

関西空港 関西空港税関支署 第1ターミナル（T1）旅具総括部門

電話番号：072-455-1530

※許可の要否など外為法の解釈に関するご照会

照会先：財務省国際局調査課外国為替室外国為替係

電話番号：03-3581-4111（内線 5289）

・日本からロシアへ出発時の税関検査に関して

ウクライナ侵攻に関連して下記の奢侈品が輸出禁止となりました。ご注意ください。

日本出発時に手荷物検査が行われることがございます。

対象となる奢侈品（輸出貿易管理令に基づく輸出禁止）

酒類 たばこ製品 香水類、化粧品 革製品 毛皮 衣類、履物

帽子 絨毯 宝飾品 陶磁製品 ガラス製品 ダイビング用機器 乗用車、バイク

ノートパソコン 時計（貴金属を使用したもの） グランドピアノ 美術品、骨とう品

\*ただし輸出ではなく個人の携行品や職業用具と認められるものは除きます。

対象となる奢侈品（財務省告示に基づく輸出禁止）

紙幣、金貨、金の地金

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220329007/20220329007.html>

■ロシア入国・出国時の注意

○ロシア入国時にパスポート・コントロールで別室にてロシア入国目的などを入国係官から聞かれる場合があります。

モスクワ、サンクトペテルブルグ、ハバロフスク、イルクーツクなど主なロシア入国ポイントで入国管理（PASSPORT CONTROL）で入国時、従来のパスポートに張り付けられたロシア・ビザのチェック、出入国カード（MIGRATION CARD）への署名のほかに、別室にてロシア入国目的を係官から質問されるケースが見受けられます。ロシア、中国、中央アジア以外の日本国籍者を含む欧米、アジアからの入国者について開始されているようです。

質問された場合は観光・一般滞在=TOURISM、出張・ビジネス=BUSINESS、留学・研修=STUDY など知人訪問=PRIVATE または Visit acquaintance など所持されているビザの種類にそった形で返答ください。

パスポートコントロールでは従来通り「ロシア出入国カード（ミグレーションカード）」の署名欄に旅券と同じサイン（漢字またはローマ字など）をして入国係官にお渡しください。入国係官が入国用の一片を切り取り、ロシア出国用の一片をパスポートに挟みこみ返してくれます。

※ホテルでのチェックイン時の滞在登録やロシア出国時必要になりますので大切に保管してください。

紛失された場合、警察への紛失届など必要になることでもありますのでご注意ください。

## ○ロシア出国時の外貨現金等の持ち出しに関する税関検査の強化に関して

従来よりロシア入国時に1万ドル相当を超える外貨現金（日本円を含む）を所持している場合は、税関申告を行い、ロシアから出国時に1万ドル以上の外貨を所持している場合はロシア入国時の税関申告書類を提示することにより持ち出しが許可されることになっていました。

昨年(2022年)3月1日よりロシア出国前に「税関申告」を行っても「1万米ドルを超える外貨現金等は持ち出せない」ことになっています。ロシアから外貨現金等を持ち出す場合には1人あたり「1万米ドル以下」となるようご注意ください。

※上記金額の制限には外貨建ての金融商品も含まれており、金額の計算にあたっては、持出し日のロシア中央銀行の公式為替レートが適用されます。

## ■日本外務省はロシアの渡航情報について、2022年3月1日より下記の理由により（危険情報【一部地域の危険レベル引き上げ】）を発出しています。

・2022年2月25日以降、ロシアに対する措置として、EU等の国々がロシア航空機の領空飛行を禁じ、またその対抗措置として、ロシアが自国の領空飛行を禁じる措置を取ったことから、航空便の運航停止が相次いでおり、2022年3月5日、ロシア政府は、ロシアの航空会社に対しロシアと外国との間の旅客輸送等の一時的停止を勧告しました。ロシア国内からの出国手段が著しく制限され、その影響で航空券の価格が急騰するなど、航空券の入手も困難な状況となっています。

・また、クレジットカード大手のVISAとMasterは、ロシアでの決済事業の停止を発表するなど、当国の市民生活にも影響が出始めています。今後当地に滞在をする上で、経済措置による影響が強まり、種々の緊張した状況が生じ得ると見込まれます。

・このため、ウクライナとの国境周辺地域を除く国内全域をレベル3（渡航中止勧告）へ引き上げます。ロシアへの渡航はどのような目的であれ止めてください。また、今後出国手段がより一層制限されることを念頭に、商用便による出国を検討してください。

その他、外務省 海外安全ホームページ ロシアの部などを参照ください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsposhazardinfo\\_178.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsposhazardinfo_178.html#ad-image-0)

ご旅行前に外務省が旅行者や海外滞在者用に配信しています「たびレジ」に登録されますと現地の情報や出入国条件の更新情報を随時得ることができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

[https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/202203091.html](https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/202203091.html)

※現在、ロシアは全土に危険情報として渡航中止勧告（レベル3）が発出されています。

また、ウクライナの国境周辺地域は退避勧告（レベル4）が発出されています。

日本ーロシア間の利用航空会社がCA,QR,EK,TKなど直行便がなく経由便のみになっているほか

VISA,MASTER,AMEX,JCBなど主要なクレジットカードの利用が停止されています。

危険情報などをご確認の上、渡航の判断はご自身の責任においてお願いいたします。

外務省・安全情報より。安全情報は随時更新されます。

ご出発前にホームページなどでご確認いただきますようお願いいたします。

\*\* 日本ご帰国時の円滑な入国手続のため、ロシア出国前に「Visit Japan WEB」(入国手続きオンラインサービス)をインストールのうえ、登録されておくことをお勧めいたします。

日本入国に際し「税関申告」をウェブ上で行うことができるようになります。

<https://vjw-lp.digital.go.jp/ja/>

2024/01/10 JIC